読み替える国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項	税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了通知）までにおいて同じ。）	税関長
	国税庁等又は税関	税関
	（以下同条	（以下第七十四条の十一
	納税義務者、調書等の提出義務者又は納税義務者の取引先等（以下「納税義務者等」という。）	輸入者等（関税法第百五条第一項第六号（税関職員の権限）に規定する「輸入者等」をいう。以下この条及び次条において同じ。）
	調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）	調査
	第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	同号
	納税義務者等（当該納税義務者又は調書等の提出義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。）	輸入者等
	当該納税義務者である	輸入者（関税法第百五条第一項第六号に規定する輸入者をいう。第七十四条の十一において同じ。）である
第七十四条の九第二項	納税義務者等	輸入者等
第七十四条の九第三項	税務署長等	税関長
	納税義務者等	輸入者等
第七十四条の十第一項	税務署長等	税関長
	納税義務者等の	輸入者等の
	国税庁等若しくは税関	税関
	国税に	関税に
第七十四条の十第二項	税務署長等	税関長
	納税義務者等	輸入者等

第七十四条の十一第一項	税務署長等	税関長
	国税	関税
	更正決定等（第三十六条第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）	更正、決定又は賦課決定（以下この条において「更正決定等」という。）
	納税義務者（第七十四条の九第四項第一号（納税義務者等に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）	輸入者
第七十四条の十一第二項	国税	関税
	納税義務者	輸入者
第七十四条の十一第三項	納税義務者	輸入者
	期限後申告	関税法第七条の四第一項（期限後特例申告）の規定による期限後特例申告
	納税申告書	これらの申告に係る申告書
第七十四条の十一第四項	税務署長等	税関長
	納税義務者	輸入者
	期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出
第七十四条の十一第五項	納税義務者	輸入者
第七十四条の十一第八項	第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	関税法第百五条第一項第六号（税関職員の権限）
	納税義務者	輸入者

第百十四条の二第一号の二中「呈示せず」を「提示せず」に、「呈示して」を「提示して」に改め、同号を同条第一号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

一の四　第二十条第四項前段（不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十四条の二第一号を同条第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十五条第十一項前段（入港手続）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十四条の二第十号の次に次の一号を加える。

十の二　第百五条第一項第六号の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者